

平成30年12月25日

釜石市告示第194号の2

改正 令和6年3月29日釜石市告示第50号の12

釜石市狩猟免許新規取得事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 有害鳥獣による生活環境や農作物への被害防止対策として、有害鳥獣の捕獲を担う人材の確保のため、新規に狩猟免許を取得し、狩猟者登録をした経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則（昭和50年釜石市規則第44号）、釜石市補助金交付要領（平成19年釜石市告示第79号。以下「要領」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 補助金申請をする年度内に新たに狩猟免許を取得し、岩手県に狩猟者登録をした者
- (2) 市内に住所を有している者
- (3) 釜石大槌猟友会に所属する者
- (4) 市が実施する鳥獣被害対策に積極的に協力する者

(補助対象とする狩猟免許の種類)

第3条 補助の対象となる狩猟免許の種類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定するわな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許とする。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

内容	交付対象経費	補助金額
狩猟免許取得及び狩猟者登録に係る経費	狩猟免許試験に係る受験手数料、受験写真代、医師の診断書料、狩猟者登録に係る狩猟税及び登録手数料並びにハンター保険料	予算の範囲内で市長が定める額

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度3月31日とする。

2 要領第10条第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 取得した狩猟免許の写し
- (2) 狩猟者登録証の写し

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年12月25日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。